

豊 財 号 外
平成 27 年 9 月 15 日

部
各 課 長 殿
か い

総 務 部 長

平成 28 年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第 5 条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、引き続き「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進することにより、経済の好循環の拡大を実現するとともに、スピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせることが求められている。しかしながら、昨年 4 月からの消費税率引き上げに伴い、消費回復が依然緩慢になっていることや海外景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

こうした中で政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、相互に密接に関連する経済と財政の関係を常に踏まえ、民間活力を活かしながら、双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」の下、「経済・財政一体改革」を不退転の決意で断行する必要があるとしている。併せて、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」により、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を実現するために「総合戦略」の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組む考えを打ち出している。

また、国の平成 28 年度予算に対する概算要求方針においては、「経済・財政再生計画」の実現に向け、これまでの現政権の歳出改革の取

り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していることから、地方においても、その影響などについて留意し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

2 本市の財政状況

本市の財政状況を見てみると、ここ数年、借入抑制や繰上償還の実施に伴い実質公債費比率が改善され、また市債残高の縮減や基金の積立などにより、将来負担比率も改善されている。一方で、一般財源における経常経費への充当割合は依然として高い数字であることから、引き続き、財政運営の健全化に努めていく必要がある。

また、平成28年度の財政見通しは、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の伸び悩みが心配されることや、合併による特例措置期間が終了することに伴う普通交付税の段階的縮減が進むことなどから、これまで以上に厳しい状況となることが見込まれる。

一方、歳出面では、資源化施設整備事業、清掃工場基幹的設備改良事業、平和公園（仮称）整備事業といった複数の大型事業の実施、高齢化社会の進行等による扶助費の増加及びファシリティマネジメントの推進など、依然として歳出規模の圧縮が難しい状況であり、今年5月に更新した「豊川市中期財政計画」では、平成28年度に約9億円の収支不足を見込んでおり、次年度以降も厳しい財政状況が続くものと想定される。

3 予算編成の基本方針

平成28年度の予算編成においては、総合計画実施計画の着実な実施を図る事業を中心に重点配分するものとし、行政経営改革アクションプランの目標実現に向けた取り組みについても配慮することとする。

また、予算要求時においては、国県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助等の活用などによる歳入確保及び歳出全般にわたる徹底した見直しとコストの削減に努め、財政指標に注視しながら、予算編成を行うこととする。

なお、平成29年4月から消費税率が8%から10%へ引き上げら

れる見込みであることから、引き上げの前段階における準備等について十分に検討し、対応を図ることとする。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 事業の「選択と集中」による見直しを進め、豊川市が真に必要とする事業を採択すること。
- (2) 現在策定中の第6次総合計画では、少子高齢化を伴う人口減少への対応を強く意識し、「定住促進」や「交流促進」を重点テーマとしている。については、「まちづくりの基本方針」に十分配慮しつつ、多くの人に「住みたい」、「訪れたい」と思ってもらえるまちづくりの実現を図ること。
- (3) 「第11回豊川市市民意識調査」の結果により、市民における市政への優先度の高い項目（満足度が低く重要度が高いもの）を真摯に受け止め、交通・防犯対策をはじめ、子育て支援施策や雇用創出等の課題を精査し、「住みよさを実感でき、いっそう活気があるまちづくり」の実現に向け、取り組むこと。
- (4) 国は概算要求基準上、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視するとともに、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行うとしている。については、国の政策や施策に伴う事業の導入及び既存事業の見直しなどを予算に適正に反映させるため、国県の動向に注視し、情報収集に努めること。
- (5) 新規事業については、原則、総合計画実施計画に位置付けられる事業を対象とするが、予算要求にあたってはスクラップ&ビルドを基本とし、既存事業のコスト削減や新たな財源の確保に努めつつ、サンセット方式による事業終期を踏まえた事業計画とすること。
- (6) 既存事業については、費用対効果や市民ニーズ等を検証し、継続の必要性を改めて検討のうえ予算要求の可否を判断すること。
- (7) 「安全・安心なまちづくり」を推進するため、南海トラフ地震や風水害などの災害に対し、国県及び他の地方公共団体の取り組み事例

などを参考に、本市の地域特性に合わせた実効性の高い防災施策に積極的に取り組むとともに、災害時の業務継続体制確保に向けた対策の推進を図ること。

- (8) 今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化に対応するため、公共施設の更新・適正配置・長寿命化などを計画的に進めて行く必要がある。については、本年6月に策定された公共施設適正配置計画及び現在策定中の公共施設等総合管理計画に配慮したファシリティマネジメントを推進するため、関係部署との調整、情報収集に努めた上で、適切な予算要求に努めること。
- (9) 本市のイメージアップや知名度、認知度の向上を目指したシティセールスを引き続き推進するため、あらゆる場面で積極的にまちを売り出す取り組みを実施し、地域経済の活性化を図ること。
- (10) 行政が担うべき役割と民間や市民の役割を的確に見極め、行政のスリム化と財政の効率化を図ること。